

政 法 第 1 1 2 0 号
答 申 第 1 4 1 号
平 成 2 6 年 7 月 3 0 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年2月26日付け○健福第1805号による下記の諮問について、
別添のとおり答申します。

記

平成25年1月21日付けで異議申立人から提起された、平成24年11月
26日付け○健福第1420号の2及び同日付け○健福第1420号の3で
行った自己情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成24年11月26日付け○健福第1420号の2で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け○健福第1420号の3で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定2」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定1において不開示とした情報のうち、相談・訪問指導記録（以下「本件文書1」という。）4枚目5～6行目及び21枚目4～5行目の情報は、開示すべきである。
- (2) 実施機関が本件決定2において不開示とした情報のうち、猫に関する苦情（通報）受理・処理票（以下「本件文書2」という。）4枚目12～13行目の情報は、開示すべきである。
- (3) 実施機関が行った本件決定1及び本件決定2のその他の部分は、妥当である。

2 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成24年11月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成○年○月○日から現在までの口頭で○○保健所職員に対して行った私の相談記録及び相談に対する対処方法・結果について。今後の○○保健所の対処予定について。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し実施機関は、対象文書を本件文書1及び本件文書2と特定した上で、平成24年11月26日付けでそれぞれ本件決定1及び本件決定2を行った。

これに対し異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、平成25年1月21日付けで異議申立てを行った。

- (3) 本件異議申立てを受けて、実施機関は、条例第46条第1項の規定により、平成25年2月26日付け○健福第1805号で審議会に諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

「本件決定1及び本件決定2を取り消す。」との決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

開示しない理由全てに納得しない為

4 実施機関の説明要旨

(1) 対象文書について

ア 相談・訪問指導記録

実施機関で行われている精神保健福祉相談事業において、本人又は第三者からの相談や情報提供等について記載しているものである。

本件については、平成〇年〇月〇日、異議申立人から受けた相談内容及び処理状況について記載されている。

イ 猫に関する苦情（通報）受理・処理票

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第9条に基づき、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことがないように、実施機関では動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導等必要な措置を講じている。

本件については、平成〇年〇月〇日に異議申立人から相談を受け対応した近隣猫に関する苦情相談とその対応内容の記録である。

(2) 不開示部分及びその理由（①～⑬は別表に記載のとおりである。）

ア 条例第17条第2号該当性について

(ア) 別表の①、②、⑭、⑮及び⑯は、他の相談者から聴取した内容及び相談者名であり、特定の個人を識別できるため、条例第17条第2号により不開示とした。

(イ) 別表の⑤のうち17～18行目及び⑥は、他の相談者から聴取した内容であり、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、相談者の自己の相談内容を他人に知られたくないというプライバシーを侵害するおそれがあるため、条例第17条第2号により不開示とした。

(ウ) 別表の⑱は、当該猫に係る相談の対応として、第三者から得た調査内容及び被調査者であり、特定の個人を識別することのできるものであるため、条例第17条第2号により不開示とした。

(エ) 別表の⑲は、実施機関が対応した内容及び被対応者であり、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第17条第2号により不開示とした。

イ 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）該当性について

別表の④、⑦、⑨、⑪及び⑰並びに⑲の括弧外は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、⑲のうち括弧内はその連絡先であるため、条例第17条第2号及び警察職員規則により不開示とした。

ウ 条例第17条第6号ハ該当性について

(ア) 別表の③は、精神保健福祉事業を遂行する上で他の行政機関から得た評価に関する情報であり、開示することにより当該事業若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、これらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

(イ) 別表の①、②、⑤、⑥、⑧、⑩、⑫、⑬、⑱及び⑳は、精神保健福祉事業を遂行する上で他の行政機関から得た情報であり、これを開示すれば、事務の目的に沿った成果が得られず、適正な執行が阻害されるおそれ若しくはその可能性があるため、条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

(ウ) 別表の㉑及び㉒は、精神保健福祉事業を遂行する上で他の相談者から聴取した内容であり、開示することにより相談者との信頼関係が損なわれ、今後同種の相談について、相談者が躊躇し、相談事務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあるため、条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

(エ) 別表の㉓は、警察署の内線番号であり、開示することにより、関係者から抗議を受けるなど警察事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

(オ) 別表の㉔は、相談内容に対する担当者の評価であり、別表の㉕は、実施機関が対応した内容及び被対応者である。これらの情報を開示すると、種々の軋轢や紛争を生じさせる可能性を否定することはできず、相談者とのトラブルを未然に避けるため記載内容が簡略化されるなど相談内容が形骸化され、ひいては適切な相談業務ができなくなり、動物愛護事業の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そこで、条例第17条第6号ハに該当することから、不開示とした。

(3) 異議申立人の主張に対する検討

異議申立人は、「開示しない理由の全てに納得しない」と主張する。

しかし、上記(2)のとおり、実施機関は条例第17条第2号及び第6号に該当することを理由として本件決定1及び本件決定2を行っていることから、いずれも妥当なものである。

5 審議会の判断

(1) 不開示情報について

本件文書1及び本件文書2について当審議会で見分したところ、本件決定1における不開示部分(別表の①～⑳)及び本件決定2における不開示部分(別表の㉑～㉓)は、次のとおり分類することができる。

ア 異議申立人以外の者(以下「第三者」という。)から聴取した内容等に係る情報

(ア) 別表の①、②、⑭、⑮、⑯、㉑及び㉓

(イ) 別表の⑤のうち17～19行目

イ 実施機関と関係行政機関との連絡内容等に係る情報

(ア) 別表の③、⑥、⑧、⑩、⑫、⑬、⑱、㉒及び㉔

(イ) 別表の⑤のうち16行目及び20～23行目

ウ 警察職員の姓に係る情報

(ア) 別表の④、⑦、⑨、⑪及び⑰

(イ) 別表の⑲のうち8～9文字目

エ 警察署の内線番号(別表の⑲のうち19～21文字目)

(2) 上記(1)アの情報について

ア 実施機関は、上記(1)ア(ア)のうち別表の①、②、⑭、⑮及び㉓並びに上記(1)ア(イ)について条例第17条第2号及び第6号ハに該当すると主張する。

条例第17条第2号は、開示することにより第三者の権利利益を損なうことを防止するために定められたものである。そして、同号に該当するためには、当該情報が第三者に関する情報であって、特定の第三者を識別することができるもの(第2号本文前段)又は特定の第三者を識別することはできないが、開示することによりなお第三者の権利利益を害するおそれがあるもの(第2号本文後段)であって、かつ、同号ただし書イ～ニに該当しないことが必要である。

当審議会で見分したところ、これらの情報は、実施機関又は関係行政機関が第三者から聴取し、又は第三者に伝えた内容に係る情報であって、同条第2号本文前段の不開示情報に該当する。また、同号ただし書イ～ニに該当する事情があるとも認められない。

したがって、本件決定1における別表の①、②、⑭及び⑮並びに別表の⑤のうち17～19行目並びに本件決定2における別表の㉓については、第6号に該当するか否かについて判断するまでもなく、不開示が相当である。

イ また、実施機関は、上記(1)ア(ア)のうち別表の⑯及び㉑について条例第17条第2号に該当すると主張する。

当審議会で見分したところ、これらの情報は、実施機関が第三者に対して行った行動内容及び第三者から聴取した内容であって、前者は同条第2号本文後段に該当し、後者は同号本文前段に該当する。

(ア) そして、これらの情報のうち別表の⑯の3行目及び㉑については、同号ただし書イ～ニに該当する事情があるとも認められず、不開示が相当である。

(イ) しかし、別表の⑯のうち4～5行目については、異議申立人に対し、本件文書2の4枚目18～21行目で開示された情報と同趣旨の内容であるから、同号ただし書イに該当する事情があるものと認められる。

したがって、本件決定1における別表の⑯のうち4～5行目については、

開示すべきである。

(3) 上記(1)イの情報について

ア 実施機関は、上記(1)イ(ア)のうち別表の③、⑧、⑩、⑫、⑬、⑱、⑳及び㉔について条例第17条第6号ハに該当すると主張する。

同号は、県の機関や他の地方公共団体等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めたものである。

(ア) 当審議会で見分したところ、別表の⑧、⑩、⑫、⑬、⑱及び㉔は、実施機関が警察署から得た情報や実施機関・警察署における対応方針等であって、これらの情報を開示すると、将来における実施機関及び関係行政機関の精神保健福祉事業に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと言える。

したがって、本件決定1における別表の⑧、⑩、⑫、⑬、⑱及び㉔は、同条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

(イ) しかし、別表の③は、異議申立人に対して伝えるべき内容について実施機関と関係市町村との間で確認した事項にすぎず、また別表の㉔は、本件文書2の4枚目14～15行目のとおり実施機関が異議申立人に説明した内容とほぼ同内容であると認められる。そうだとすれば、これらの情報を開示しても、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは言えず、同条第6号には該当しない。

したがって、本件決定1における別表の③及び本件決定2における別表の㉔については、開示すべきである。

イ また、実施機関は、上記(1)イ(ア)のうち別表の⑥及び上記(1)イ(イ)について条例第17条第2号及び第6号ハに該当すると主張する。

当審議会で見分したところ、これらの情報は、第三者から聴取した内容ではなく、実施機関が警察署から得た情報や実施機関における対応方針等である。よって、これについて同条第2号を理由として不開示とすることはできない。

しかし、上記ア(ア)と同様に、これらの情報を開示すると、将来における実施機関及び関係行政機関の精神保健福祉事業に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと言える。

したがって、本件決定1における別表の⑥並びに別表の⑤のうち16行目及び20～23行目は、同条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

(4) 上記(1)ウの情報について

実施機関は、上記(1)ウ(ア)及び(イ)について条例第17条第2号及び警察職員規則に該当すると主張する。

当審議会で見分したところ、これらの情報は、警察職員の姓に係る情報であり、同条第2号本文前段に該当するが、警察職員規則に該当することから、同号ただ

し書ハに該当せず、また、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する事情も認められない。

したがって、本件決定1における別表の④、⑦、⑨、⑪及び⑰並びに別表の⑱のうち8～9文字目は、同条第2号及び警察職員規則に該当し、不開示が相当である。

(5) 上記(1)エの情報について

実施機関は、上記(1)エについて条例第17条第6号ハに該当すると主張する。

当審議会で見分したところ、かかる情報は、警察署における担当警察職員に割当てられた警察電話番号である。

警察電話は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、その番号は同通信網構成上の固有情報である。そうすると、これが開示されることにより警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件決定1における別表の⑱のうち19～21文字目は、同条第6号に該当し、不開示が相当である。

(6) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、下記のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処理内容
平成25年 2月28日	諮問書の受理
平成25年 5月 9日	実施機関の理由説明書受理
平成26年 4月24日	審議(第231回審議会)
平成26年 5月22日	審議(第232回審議会) 実施機関口頭理由説明
平成26年 6月26日	審議(第234回審議会)

別表

番号	対象文書名	本件決定1及び本件決定2 における不開示部分		審議会の結論
①	相談・訪問 指導記録	3枚目	右欄のうち21行目以降	不開示が相当である。
②		4枚目	右欄のうち2～4行目	〃
③		〃	右欄のうち5～6行目	開示すべきである。
④		〃	右欄のうち15行目の6～9文字目	不開示が相当である。
⑤		〃	右欄のうち16～23行目	〃
⑥		〃	右欄のうち24～25行目	〃
⑦		6枚目	右欄のうち8行目の8～9文字目	〃
⑧		〃	右欄のうち9行目～17行目の5文字目	〃
⑨		〃	右欄のうち29行目の15～16文字目	〃
⑩		〃	右欄のうち30～32行目	〃
⑪		12枚目	右欄のうち8行目の8～11文字目	〃
⑫		〃	右欄のうち9行目～31行目の2文字目	〃
⑬		13枚目	右欄のうち3～6行目	〃
⑭		19枚目	右欄のうち22行目以降	〃
⑮		20枚目	右欄のうち1～6行目	〃
⑯		21枚目	右欄のうち3行目の1～2文字目 右欄のうち4行目～5行目の18文字目	3行目は不開示が相当であるが、4～5行目は開示すべきである。
⑰		〃	右欄のうち11行目の11～12文字目	不開示が相当である。
⑱		〃	右欄のうち12行目～14行目の6文字目	〃
⑲		〃	右欄のうち15行目の8～9文字目及び19～21文字目	〃
⑳		〃	右欄のうち16行目～18行目の21文字目	〃

番号	対象文書名	本件決定1及び本件決定2 における不開示部分		審議会の結論
㉑	猫に関する苦情(通報)受理・ 処理票	2枚目	右欄のうち2～21行目	不開示が相当である。
㉒		4枚目	右欄のうち12～13行目	開示すべきである。
㉓		〃	右欄のうち16行目の14～15文字目 右欄のうち17行目～18行目の25文字目 右欄のうち19行目の1～3文字目	不開示が相当である。